KYOUSAI SAGA

共済さが

平成24年
3月号
No.344
平成24年3月19日発行

◆ 平成24年度の短期(医療)給付の「掛金・負担金率」を引上げます …… 2
◆ 被扶養者の異動の手続きについて …… 4
◆ 平成24年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました …… 4
◆ 平成24年4月1日から外来診療でも「限度額適用認定証」が使用できます …… 5
◆ 退職後6ヵ月以内の分娩にかかる出産費請求について …… 5
◆ 退職後の年金請求手続きについて …… 6
◆ 本年9月に長期給付に係る掛金率が引上げられます …… 7
◆ 平成24年度の年金額は0.3%の引下げ …… 7
◆ 入学・修学貸付のご案内 …… 8
◆ 共済貯金　始めてみませんか!! …… 9
◆ 平成24年4月から共済組合事務局の組織が変わります …… 9
◆ 「悩み多き世の中」だから「こころとからだの健康相談」をご利用ください …… 10

佐賀県市町村職員共済組合
〒840-0041　佐賀市城内1丁目5番14号
TEL0952-29-0331・FAX0952-29-7647
http://www.saga-kyosai.jp

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください

平成２４年度の短期（医療）給付の

～介護保険に係る「掛金・負担金率」は据え置き～

一般組合員及び特定消防組合員の短期給付掛金・負担金率

（単位：‰）

区分		平成23年度	平成24年度	引上げ幅
給料（基本給）に対する率	掛金率	57.625	59.50	1.875
	負担金率	59.95	65.65	5.70
期末手当等に対する率	掛金率	46.10	47.60	1.50
	負担金率	47.96	52.52	4.56

※ 給料（基本給）に対する率は、期末手当等の率に手当率（1.25）を乗じた率です。特別職については、期末手当等に対する率と同率になります。

短期給付掛金・負担金率の引上げの要因

平成24年度の短期給付事業は、組合員数の減少と給与水準の低下が続くなか、高齢者医療制度への支援金等の大幅な増加により、平成23年度の所要財源率119.9‰（一般職の給料に対する率）から、11.4‰引上げ、131.3‰に設定し事業運営を行うことになりました。

標準給与総額（給料と期末手当等）の減少

組合員数の減少と平均給料月額の低下や期末・勤勉手当額の減少により、保険料収入の基礎となる平成24年度の標準給与総額は、前年度より2.35%減少することが見込まれます。

高齢者医療制度に対する支援金等の負担増加

75歳以上の高齢者の医療費の運営に係る現役世代の保険料負担として「後期高齢者支援金」を、65歳以上74歳未満の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」を、さらに「退職者給付拠出金」を負担しており、その合計額は、平成24年度は28億円を超える額になり、前年度より22.3%増（約5億1,300万円）と大幅な負担増となっています。この高齢者医療制度への支援金等の負担は短期（医療）給付に係る支出の約46%を占めることになります。

短期（医療）給付経理の支出費用の状況（単位：千円）

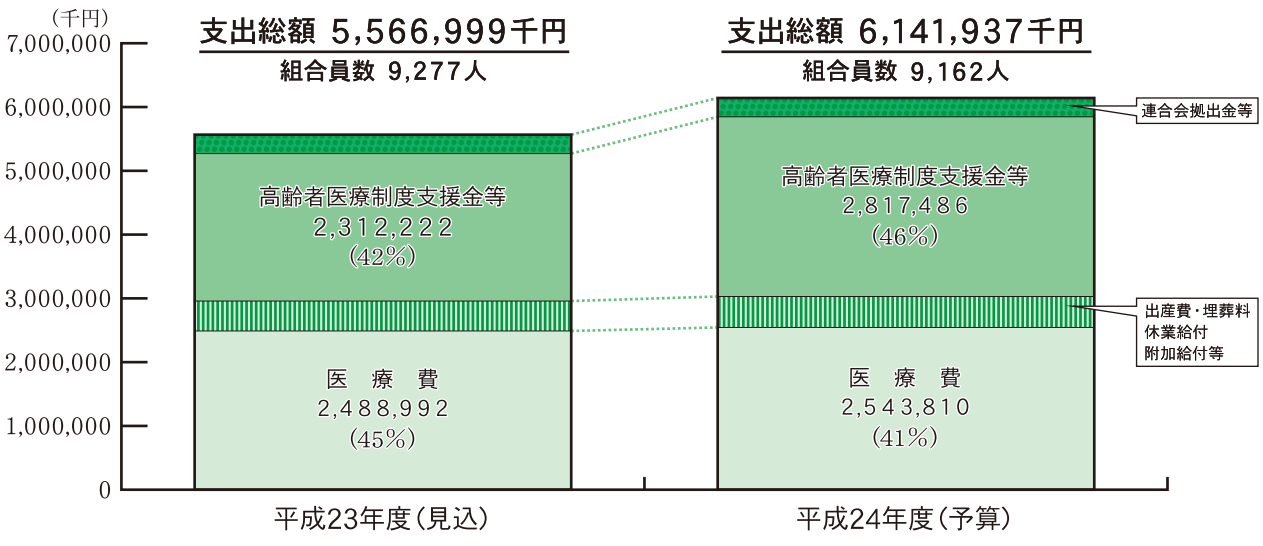

「掛金・負担金率」を引上げます

共済組合の今後の取り組み

短期給付事業の財政状況は、高齢者医療制度への支援金等の負担が掛金・負担金率の引上げの大きな要因となっていますが、みなさんの現役時代における疾病予防、早期発見・早期治療による健康の保持が、高齢期の医療費増加の抑制策となるものです。

共済組合では、「平成24年度短期給付財政安定化計画」を策定し、みなさんの健康の保持増進、短期給付財政の健全化を図るため、以下の点について重点的な対応を行っていくこととしております。

1　生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防促進及び医療費増高対策

- 特定健診の結果を分析し、組合員・職場の健康づくりを推進します。
- 医療給付実績を用いて「健康づくり推進懇談会」を開催します。
- 「インフルエンザ予防接種助成事業」及び「歯科健診」を引き続き行います。
- ジェネリック医薬品の利用促進を行います。

2　特定健診をはじめとする各種検診の受診促進により、疾病の「早期発見・早期治療」及び生活習慣病の予防対策

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。なお、「平成24年度短期給付財政安定化計画」は、共済組合のホームページに掲載する予定です。

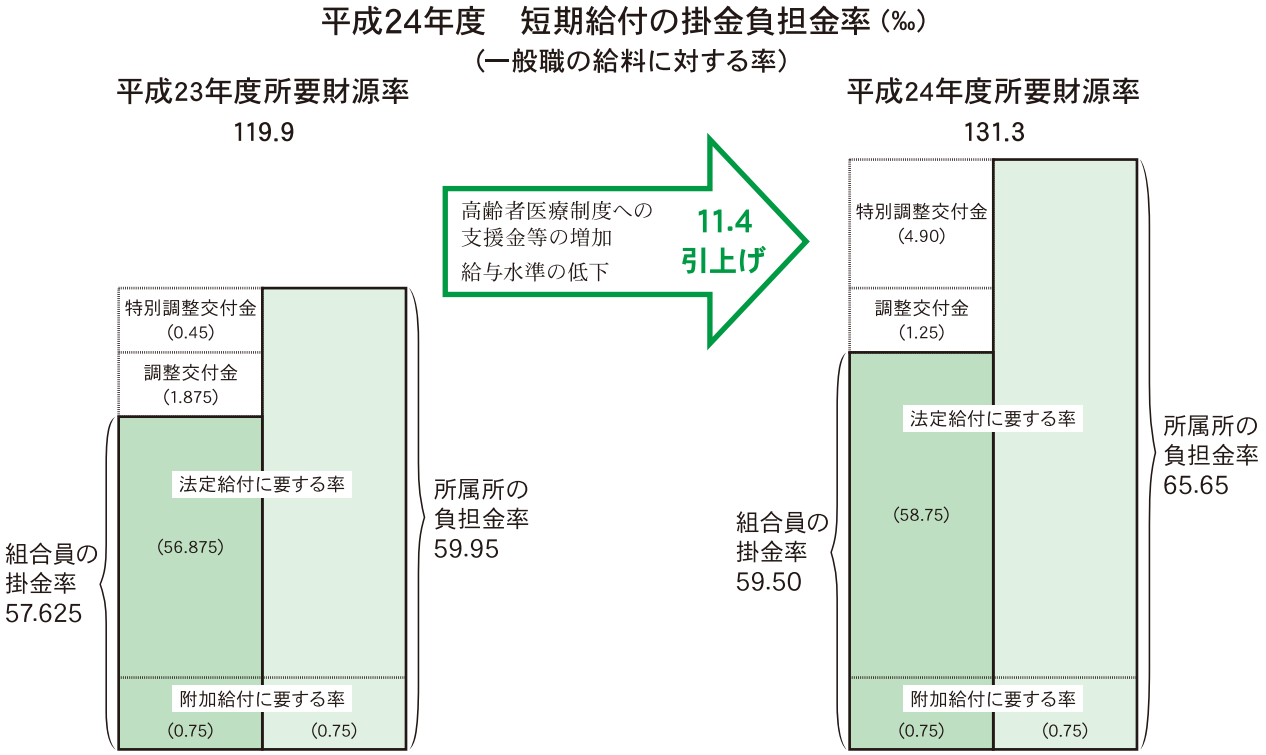

注1　全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」により法定給付に係る所要財源率が交付基準率58.75‰（24年度）を超える組合に「調整交付金」が交付される。

注2　全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付特別財政調整事業」により法定給付に係る所要財源率が60.00‰（24年度）以上となる場合は、総務大臣から「特別調整組合」の認定を受け、「特別調整交付金」が交付される。

被扶養者の異動の手続きについて

春は、就職や進学など異動が多い季節です。

被扶養者が就職した場合は資格の取消し、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消しの手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すことになりますので、その間の医療費を返還していただくことになります。

	平成24年4月の状況	手続きに必要な書類
取消し	① 被扶養者が就職したとき （パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合も含みます。）	・被扶養者申告書 ・組合員被扶養者証 ・取消日が確認できる書類（健康保険証の写しなど）
再認定	② 大学（短大・大学院・大学留年も含む）へ進学するとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書（平成24年4月以降発行されたもの）
	③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書（平成24年4月以降発行されたもの） ・平成24年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書（収入がある場合）
	④ 18歳以上で就職・進学せず無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき	・被扶養者申告書 ・扶養申出書 ・平成24年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書（収入がある場合）

※ 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。
※ ③～④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。

平成24年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました

共済さが平成23年9月号（№343）に掲載しました任意継続組合員の平成24年度の短期（医療）掛金率、介護掛金率が決定しましたのでお知らせします。

1ヵ月分の任意継続掛金は、次のとおりとなります。

任意継続掛金は、次の①～③のいずれか少ない額に短期（医療）・介護の掛金率を乗じて算出します。

① 退職月の掛金の基礎給料

② 平均給料月額 325,000円

③ 退職月の掛金の基礎給料の7割の額

（ただし、③については組合員期間が15年以上ある者で、退職時の年齢が55歳以上であって、55歳となった日以後初めての退職である者）

■ **短期（医療）給付に係る掛金 ＝ ①～③のいずれか少ない額 × 125.15／1000**

■ **介護保険に係る掛金 ＝ ①～③のいずれか少ない額 × 13.0 ／1000**

（40歳以上65歳未満の者が対象）

平成２４年４月１日から外来診療でも「限度額適用認定証」が使用できます

平成24年4月診療から、外来診療についても「限度額適用認定証」が使用できるようになります。高額な薬剤費等がかかる外来診療者の負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても同一医療機関での同一月の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

○ 高額療養費と「限度額適用認定証」

高額療養費は、組合員や被扶養者の方が医療機関等の窓口で医療費の支払いをした3ヵ月後に、共済組合において、自己負担限度額を超えた額について計算し、組合員に支給されます。

ただし、医療機関等の窓口で、組合員証等とあわせて「限度額適用認定証」を提示することにより、医療費の支払いを自己負担限度額までとすることができます。その場合、自己負担限度額を超えた部分（高額療養費分）については、共済組合が医療機関等へ支払うことになります。この改正により、「限度額適用認定証」が一部変更されていますが、改正前に交付した「限度額適用認定証」についても、そのまま使用できます。

○「限度額適用認定証」の交付を受けるには

所属所の共済組合事務担当者を通じて「限度額適用認定申請書」を提出してください。

退職後6ヵ月以内の分娩にかかる出産費請求について

○ 1年以上引き続き共済組合の組合員（任意継続組合員を含む）であった方で、退職後6ヵ月以内に分娩する場合

退職後6ヵ月以内に分娩する場合の手続きは次のとおりです。

① 国民健康保険に加入する方

共済組合に「出産費」の請求をしてください。

② 家族の加入する健康保険の被扶養者になる方

原則として、共済組合に「出産費」の請求をしてください。加入先の健康保険への「出産費」の請求を選択することもできます。

③ 再就職する方

他の共済組合の組合員、または健康保険の被保険者になったときは、加入先で「出産費」の請求をしてください。

上記①または②で直接支払制度を利用して共済組合に請求する場合は、分娩前に

- **新たに加入した健康保険証**
- **共済組合が交付する「組合員資格喪失証明書」**

を医療機関等に提示する必要があります。

「組合員資格喪失証明書」を発行しますので共済組合にご連絡ください。

○ 新しく共済組合の被扶養者になられた方で、勤め先を退職して6ヵ月以内に分娩する場合

退職前に加入されていた健康保険の被保険者期間が継続して1年以上あり、退職後6ヵ月以内の分娩であれば、資格喪失後の給付として元の健康保険より「出産費」等が支給されますので、退職された勤め先や加入されていた健康保険（国民健康保険を除く。）に請求してください。

共済組合への出産費の請求もできますが、1年以上加入され、掛金等を納められている元の健康保険への請求を原則としておりますので、ご協力をお願いします。

退職後の年金請求手続きについて

定年退職される方は…

● 退職共済年金の改定請求をお忘れなく!

今年度、定年退職を迎えられるみなさんは、60歳になられたときに、年金決定の請求手続きを行っていただいていますが、退職されたときにも、60歳到達時から退職までの期間を加算して年金額を再計算するため、改定請求の手続きが必要になります。

退職されたら、必ず所属所の共済組合事務担当者を通じて、改定請求の手続きを行ってください。

（注）再任用職員として、引き続き共済組合の組合員になる方は、再任用が終了するまで改定請求の手続きは不要です。

☆年金の決定請求がお済みでない方は…

3月に誕生日を迎えられる方や、60歳を過ぎてもまだ年金の決定請求をされていない方は、まず決定請求の手続きが必要になりますので、所属所の共済組合事務担当者を通じて、決定請求の手続きを行ってください。

● 年金の支給

初回の年金支給日は、平成24年6月15日（4・5月分）です。それ以降は、偶数月の15日（金融機関が休業日のときは前営業日）に、2ヵ月分（前月と前々月分）を指定の金融機関に送金します。

● 退職後に民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

退職後、民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済制度の加入者、国会議員・地方議会議員になられたときは、給料（議員報酬）や過去1年間の賞与の額に応じて年金の一部が支給停止になることがあります。

再就職されたときは、必ず**「年金受給権者再就職届書（他制度加入用）」**を提出してください。

（注）届出がない場合は、年金に過払いが生じますので、速やかに手続きをお願いします。

支給停止月額＝（ ① 基準収入月額相当額 ＋ ② 基本月額 － 46万円 ）／ 2

① 基準収入月額相当額… 標準報酬月額等＋過去1年間の賞与総額の1/12

② 基本月額…… 退職共済年金額（厚生年金相当部分のみ）の1/12

※職域年金相当分は全額支給

（注）46万円（支給停止調整額）は平成23年度の基準額であるため、物価、賃金等の変動により改正されます。

● 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の退職共済年金の受給者が、雇用保険法による失業給付（基本手当等）を受給すると、その失業給付の受給額に関係なく、受給期間中は、退職共済年金（職域年金相当部分を除く）が支給停止になります。失業給付の申請は、給付額と年金額を比較して、慎重にご検討ください。

なお、失業給付を受給または終了される場合は**「雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書」**の提出が必要になります。

（注） 届出が遅れた場合は、年金に過払いが生じますので、速やかに手続きをお願いします。

定年前に退職される方は…

退職共済年金の支給開始年齢に達する前月末頃に**「退職共済年金請求書」**をご自宅へ送付しますので、受給権発生日以降に、退職された所属所の共済組合事務担当者を通じて手続きを行ってください。

（注） 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、必ず、**共済組合年金課**（TEL 0952-29-0333）までご連絡ください。

本年9月に長期給付に係る掛金率が引上げられます

長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定められております。

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成24年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引上げられます。

（単位：‰）

区　　分	平成23年9月 ～平成24年8月	→	平成24年9月 ～平成25年8月
給料に対する率	99.1375	→	101.3500
期末手当等に対する率	79.3100	→	81.0800

平成24年度の年金額は0.3%の引下げ

現在支給されている年金額は、総務省で発表される全国消費者物価指数に応じて改定することになっています。

平成24年度の年金額については、平成23年の物価指数が、平成22年に比べ0.3％下回ったため、0.3％引下げられることになります。

入学・修学貸付のご案内

年利 2.72%

進学シーズンを迎え、入学金や授業料などの教育資金がかさむ時期になりました。

共済組合では、入学に必要な資金を貸付ける「入学貸付」、修学に必要な資金を貸付ける「修学貸付」を行っておりますので、ぜひご利用ください。

貸付の種類	《 入 学 貸 付 》	《 修 学 貸 付 》
貸付利率	年2.72%(利率は変動性で、平成24年3月現在のものです。)	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、入学する場合	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、修学している場合
対象となる学校	○ 学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	○ 給料月額の6ヵ月分の範囲内 (申込金額が10万円から5万円単位で、最高限度額200万円)	○ 貸付金額は1年につき120万円 (進級するごとに120万円単位で借増しができ、最高720万円)
償還方法	○ 元利均等償還 ○ 貸付を受けた月の翌月から償還開始 ○ 償還回数は、貸付金額により50回～120回	○ 元利均等償還 ○ 修学期間中は、元金の償還は据置となり利息のみの償還になります。 ○ 償還回数は、修学期間が終了した月の翌月から貸付金額により84回～150回
添付書類	○ 借用証書(印鑑証明添付) ○ 借入状況等申告書 ○ 合格通知書(写)、または入学許可書(写) ○ 入学費用明細書……確認できる書類を添付 ○ 入学案内(写)、または入学時納入金払込領収書(写) ○ 入学者の戸籍抄本(被扶養者は不要)	○ 借用証書(印鑑証明添付) ○ 借入状況等申告書 ○ 在学証明書(申込みの年度の4月1日以降に発行されたもの) 4月5日までの申込みは、入学前は「合格通知書の写し」、進級前は「進級前の在学証明書」を提出し、4月中に「該当年度の在学証明書」と差替えすることになります。 ○ 費用明細書・・・確認できる書類を添付 ○ 修学者の戸籍抄本(被扶養者は不要)
申込日及び貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付 (申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能)	○ 4月5日までに申込み→4月27日交付 ○ 5月2日までに申込み→5月31日交付 ○ 6月5日までに申込み→6月29日交付

(注) 貸付利率は、貸付保険の保険料の一部負担率年0.06%が含まれています。
貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者までご連絡ください。

共済組合の貸付事業の注意点

次のいずれかに該当する方については貸付けができません

○ 給与の差押え中の方、育児休業等で給料の全部の支給が停止されている方
○ 懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている方
○ 抵当権の設定が必要な貸付け(400万円を超える住宅に係る貸付)において、貸付けの対象となる不動産(土地及び家屋)に根抵当権が設定されている場合
○ 毎月の償還額が給料月額の30%を超える方、ボーナスでの償還額が年収の30%を超える方

共済貯金 始めてみませんか!!

年利 半年複利 0.6%

☆毎月**給料天引き**だから、確実に増やせます。
☆積立ての**中断・復活**や、**積立額変更**もできるから、
自分のペースで積立てができます。
☆ボーナスなどの臨時収入を**臨時積立**もできます。
☆**払戻しは月２回** 14日送金→前月28日までに請求書を提出
28日送金→当月14日までに請求書を提出

積立例

給　　料 10,000円
ボーナス 50,000円

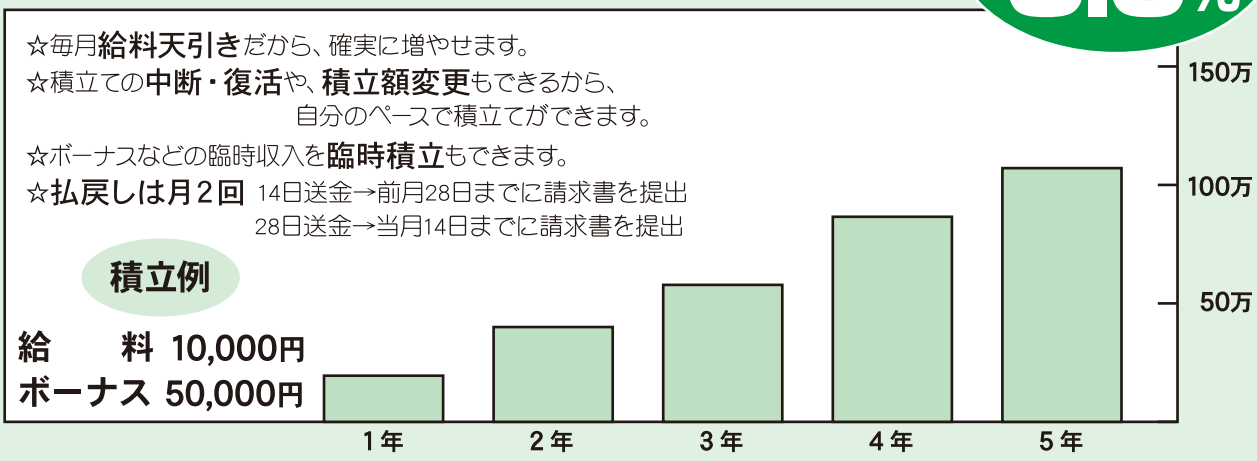

市中金利より だんぜん　お得な共済貯金！

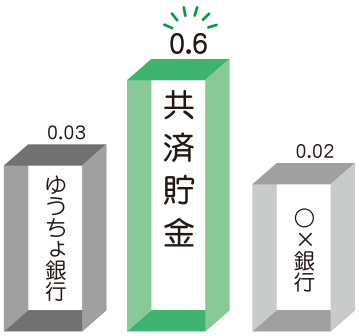

みなさんからお預かりした貯金を、共済組合が安全性を第一に、効率運用
その収益を、みなさんに有利な利率で還元いたします。

〔加入手続き〕
所属所の共済組合事務担当者へお尋ねください

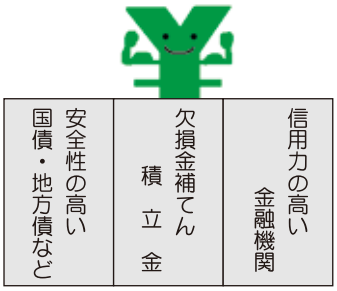

安全性を重視した運用を行っています！

平成２４年4月から共済組合事務局の組織が変わります

「健康福祉課」の「福祉係（貯金係・貸付係）」の分掌事務を「総務課」に移し、「健康福祉課」を「保健課」に改称します。

課名	係名	主な業務内容
総務課（29−0334）	庶務企画係	組合会等諸会議、議員・役員の選挙、公告、広報、監査、組合の定款・規則及び規程等、企画、共済事業の普及、生涯生活設計等の支援事業、文書の収受
	出納係	掛金・負担金等の徴収、資金計画及び資金運用、市町村貸付、決算、その他の収入・支出等の出納事務
	福祉係	共済貯金、組合員貸付、団体信用生命保険、貸付債権保全、財形住宅貸付
保健課（29−0332）	保健係	医療費に関すること、健康づくり推進、医療費増高対策、保健給付(出産費等)、休業給付(育児休業・介護休業手当金等)、災害給付、第三者行為、人間ドック・生活習慣病予防健診等の各種検診助成、家庭常備薬斡旋助成、インフルエンザ予防接種助成、健康づくりの普及・啓発事業、特定健康診査・特定保健指導、遺族附加年金事業
年金課（29−0333）	給付係	年金の決定及び改定、併給調整、所得制限、退職届書、基礎年金の支払代行、年金受給者の基礎年金番号、介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税・個人住民税特別徴収
	資格係	組合員・任意継続組合員の資格の得喪・異動、組合員の前歴、組合員証、被扶養者認定、高齢受給者証、組合員の基礎年金番号、国民年金第3号被保険者、掛金・負担金の調定

「悩み多き世の中」だから

「こころとからだの健康相談」

をご利用ください。

フリーダイヤル **0120-736-226**（24時間・年中無休・携帯利用可）

「今すぐ利用したい」方は、

☆ 電話料・相談料・面接料(５回まで)は共済組合が負担します。

- 専門知識を持った医師・保健師・看護師・臨床心理士・心理カウンセラー等が健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に対応します。
- メンタルヘルスのご相談で専門機関での面接カウンセリングをご希望のときは、提携機関の紹介、予約手続きを行い、カウンセリングを受けることができます。
- 共済組合のホームページからは、Ｗｅｂ相談が利用できます。

「いきなり電話するのは無理」という方は、

☆ まず共済組合ホームページにアクセス

- 共済組合ホームページトップ画面の こころとからだの健康相談 をクリックし、開いたページでログイン用ＩＤ「２９０３３１」を入力します。
- 画面上で、電話相談 、Web相談 、面接カウンセリング の各ボタンをクリックすると、詳しい内容が表示されます。画面の説明を読んで、相談方法を検討ください。

こんなときに

病気の不安や健康について知りたいことがある。
今すぐ相談したいメンタルヘルスの悩みがある。
緊急時の応急処置が知りたい。
医療機関や福祉機関の情報がほしい。

→ 最初に電話相談で受付をします → **電話健康相談**（医療・健康等に関するご相談）

→ 最初に電話相談で受付をします → **電話カウンセリング**（メンタルヘルスのカウンセリング）

電話やメールでは伝えきれない心の悩みがある。
うまく説明できない気持ちをくみとってほしい。
カウンセラーに直接会ってゆっくり話したい。

→ 最初に電話相談で受付をします → 予約 → **面接カウンセリング**（予約した相談日・機関で直接面談）

電話や面接では言いたいことがうまく言えない。
それほど緊急ではないのでメールでやりとりしたい。

→ **Web相談**（メールで相談内容を送信）

◎ どの相談方法でも、プライバシー、個人情報は固く守られますので安心してご利用ください。